

石川県介護未経験等が介護の担い手となるまでの一体的支援事業補助金交付要綱  
(有資格者向け補助金)

(通則)

第1条 石川県介護未経験等が介護の担い手となるまでの一体的支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、石川県補助金等交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、介護サービス事業者に対し、短時間・単発の雇用契約を仲介する民間サービス（以下「スポットワーク仲介サービス」という。）を利用した際に支払うシステム利用料を助成することで、業界におけるスポットワーク仲介サービスの普及を図り、介護未経験者等、多様な人材を参入させ、人材の裾野を拡大することを目的としている。これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、石川県が指定するスポットワーク仲介サービス事業者とする。

2 補助対象者は、補助金の対象となる業務について、介護事業者が負担するシステム利用料を無料としなければならない。

3 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第4条 この補助金の交付対象となる経費は、雇用が発生した日以降に受入施設が負担す

る別表の経費区分に該当する経費とし、上限額及び補助率は別表に掲げるとおりとする。

(補助対象経費及び補助額等)

第5条 補助対象となる経費は、事業開始日から令和9年2月28日までの期間において、介護サービス事業者がスポットワーク仲介サービスを利用し、雇用が成立したことへの対価として本来支払う手数料とする。

2 前項の手数料は、ワーカーに支払う報酬の3割を上限とし、その範囲において10/10を補助する。

3 交付する補助金の上限額は、800,000円とし、本事業において、介護サービス事業者が利用できるスポットワーク仲介サービスの上限額は、1事業者あたり40,000円とする

4 補助金の額に小数点以下の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

5 交通費、消費税額、地方消費税額及び振込手数料は補助対象経費から除くものとする。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金交付申請書（第1号様式）に關係書類等を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、条件を付するものとする。

(1) 補助事業を変更しようとする場合は、変更承認申請書（第2号様式）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費を20%以内で増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更の場合であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないときはこの限りではない。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 知事から遂行状況の報告又は実地調査を求められた場合、補助事業者はそれに応じなければならない。

(5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税

及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業完了後30日以内又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（第3号様式）に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条第1号に基づく承認をした場合は、その承認した内容）に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金の支払いは精算払いにより交付する。

2 補助事業者は、補助金精算請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、既に交付された補助金について、期間を定めて返還を命じるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付要件又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処されたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第3条第2項若しくは第3項の規定に該当することが判明したときは第1項の規定を準用する。

(書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、当該補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。別表

1 補助対象経費	2 対象経費区分	3 上限額	4 補助率
第4条にかかる経費	補助金（システム手数料※交通費を含む報酬の30%）	1事業者あたり 40,000円	10/10